

【参考資料③】

千葉県歯・口腔保健審議会

千葉県歯・口腔保健審議会は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進に関する事項について、調査審議し、必要と認める事項を、専門的見地で、知事に答申又は建議をするために、千葉県行政組織条例により平成22年4月に設置されている。

「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」第9条に基づく「千葉県歯・口腔保健計画」を定めたり、変更したりする際に、意見を聴取する機関となっている。

審議会の部会として、平成23年5月に「歯科保健事業専門部会」が設置されており、計画に基づき事業計画の策定や評価を毎年度行っているところである。

委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	所属・役職名	氏名	備考
市町村を代表する者	佐倉市長(県市長会)	蒔 和雄	
保健医療福祉関係者を代表する者	千葉県歯科医師会	斎藤 英生	※歯科保健事業専門部会委員 (部会長)
	千葉県歯科衛生士会	岡部 明子	※歯科保健事業専門部会委員
	千葉県医師会	鎌田 栄	
	千葉県薬剤師会	石野 良和	
	千葉県看護協会	松永 敏子	※歯科保健事業専門部会委員
	千葉県介護支援専門員協議会	竹蓋 佐和恵	※歯科保健事業専門部会委員
	千葉県手をつなぐ育成会	澁川 彰子	※歯科保健事業専門部会委員
	千葉県保育協議会	久保 美和子	
教育関係者を代表する者	浦安市教育委員会教育長 (都市教育長協議会)	黒田 江美子	
事業者又は保険者を代表する者	健康保険組合連合会千葉連合会 保健事業部会	齋藤 房次郎	
学識経験を有する者	千葉県議会議員	阿部 紘一	(※交替予定)
	千葉県議会議員	磯部 裕和	
	東京歯科大学	松久保 隆	※歯科保健事業専門部会委員
	千葉大学大学院医学研究院	丹沢 秀樹	※歯科保健事業専門部会委員

備考：任期は平成24年10月1日から平成26年9月30日まで

(参考) 歯・口腔の健康づくりに関する動き

I 県の動き

1) 「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」の制定 (H22. 3)

県民の歯・口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に進めていくことで、県民の健康の保持の増進に寄与することを目的に制定。(施行はH22. 4)

2) 「千葉県歯・口腔保健審議会」の設置 (H22. 4)

歯・口腔の健康づくりの推進に関する事項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議する機関として、行政組織条例に基づき設置。

3) 「千葉県歯・口腔保健計画」の策定 (H23. 3)

条例に基づき、県民の歯や口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、23年度からの5年間(平成27年度まで)を計画期間とする「千葉県歯・口腔保健計画」を策定。

4) 「千葉県歯・口腔保健審議会」に専門部会の設置 (H23. 5)

歯科保健事業の検討等を行う下部組織として、「歯科保健事業専門部会」を設置。行政組織条例により、部会の議決をもって附属機関の議決とみなすことができることされており、毎年度、県の歯科保健事業の実績や計画などについて審議を実施。

II 国の動き

1) 歯科口腔保健法の施行 (H23. 8)

国においても、歯科口腔保健法(歯科口腔保健の推進に関する法律)が施行。法律で掲げられている基本理念等は、県の「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」や「千葉県歯・口腔保健計画」の内容と重なる部分が多い。

2) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (H24. 7)

歯科口腔保健法の実施計画として告示。国としての指標や目標が提示された。

III 県内市町村での動き

条例制定後、市町村においても、歯科条例を制定する動きが広まっている。昨年未現在、県内の14市町で制定されている。

多古町、八千代市、我孫子市、野田市、酒々井町、習志野市、印西市、市原市、佐倉市、木更津市、栄町、旭市、成田市、流山市